

第1節 防災

現状と課題

- ☆本町では、これまでも「訓子府町地域防災計画」に基づき住民の防災力の向上を目指してきましたが、今後も、住民一人一人の「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」、そして行政や公的機関などが連携して実施する「公助」の連携により、さらに取り組みを進めていくことが重要です。
- ☆近年、全国でさまざまな災害が発生している中、「自分の身は自分で守る」という住民の防災意識の向上に努めるとともに、防災・減災に向けた地域の自主的な防災活動の支援や自主防災組織の育成を促進する必要があります。
- ☆災害発生前に各種防災情報を的確に収集し、迅速かつ適切な防災体制の確保に努める必要があります。
- ☆災害発生時に備え、災害用資機材や通信機器などの充実を図る必要があります。

施策の展開

1. 防災体制の充実

(1) 災害用備蓄品の充実

- 災害用備蓄品の計画的な整備と適正な管理を図ります。

(2) 防災意識の向上

- 広報紙などを通じて防災に関する情報提供を行い、住民の防災意識と知識の向上を図ります。
- 防災に関する講演やセミナーを通じ、防災知識や自助、共助、公助に関する意識の醸成を図ります。

(3) 避難体制の確立

- 災害の種類に応じた避難所や避難経路などの情報共有化を図るとともに、防災マップを活用するなど避難体制の確立に努めます。

(4) 防災情報通信体制の充実

- 災害情報や被害状況の迅速かつ的確な収集・伝達のため、防災無線のデジタル化など防災情報通信体制の充実を図ります。

(5) 情報伝達の充実

- 自己防衛を促すため、防災情報の入手方法の周知に努めるとともに、地域や関係機関の協力により情報伝達システムの構築などに努めます。

(6) 関係機関などとの連携

- 国・北海道の関係機関や町内の関係機関・団体との連携により、防災体制の強化を図ります。
- 公的機関や民間事業者などとの防災協定の拡充を図ります。

2. 地域防災力の強化

(1) 防災訓練の普及

- 住民一人一人の防災意識と防災能力向上のため、より実践的な防災訓練や避難訓練を実施します。

(2) 自主防災組織の育成

- 自主防災組織の育成や活動のための支援を行うなど、自主的な防災活動を支援します。

3. 国民保護計画に基づく体制整備

- 住民の安全確保のため、国民保護計画に基づき適切な保護措置に努めます。

4. 治山治水事業の促進

(1) 森林の保全・育成

- 土砂災害や水害を防止するため、森林の保全・育成に努め、森林の保水力の向上および

「ちょっといいね！」がたくさんあるまち くんねっぷ

Ⅲ 基本計画

第6章 みんなの「安全・安心」を支えるまちづくり

土砂の流出削減を図ります。

(2) 危険区域の整備推進

○危険区域の災害防止対策を推進します。

(3) 林地開発などの指導強化

○災害を発生させる恐れのある林地開発などに対し、指導強化に努めます。

第2節 消防・救急

現状と課題

- ☆近年、複雑多様化する災害や救急の高度化、さらには予防法令の規制強化など消防・救急を取り巻く環境は大きく変化しており、その重要性はますます高まっています。
- ☆高齢化の進展などにより、消防救急の出動件数は今後も増加することが予想され、時代のニーズにあわせ、救急救命士法は随時改正され、処置拡大が行われています。平成28年度に開設された「救急ワークステーション^{*}」を活用し、研修などを受けることで資質の向上を図る必要があります。
- ☆一般住宅や自力歩行が困難な方が入所する施設において、火災による逃げ遅れを防ぐため、防火対策に取り組む必要があります。
- ☆消防団は、地域防災力の中心として大きな役割を果たしていますが、人口減少、少子高齢化の進展、被用者の増加などにより、入団者を十分に確保することが困難になっており、引き続き団員の確保・育成に取り組む必要があります。
- ☆火災予防、火災原因の調査、防火対象物などへの立入検査、危険物規制事務などについては、重大火災などの発生に伴い規制が強化され、その重要度は増していることから専門知識を持った職員の育成と調査体制の強化が求められています。

施策の展開

1. 消防体制の充実

(1) 総合的な消防力の充実

- 北見地区消防組合内の連携を強化し、組織力向上を図ります。

(2) 消防団員の確保・育成

- 地域や事業所などとの連携強化を図り、団員の確保・育成に努め、消防職員と団員が一体となり消防団組織体制の充実に努めます。

(3) 災害時の対応技術力の強化

- 複雑多様化する災害に対する専門的な知識および技術の習得を図るため、教育・研修の充実に努めます。

(4) 出動体制の強化

- 通信体制の機能を向上させるなど、より迅速で的確な対応ができる出動体制の構築を図ります。

(5) 適正な人員管理の推進

- 消防技術の伝承を図るためにも、消防職員・団員の年齢構成を考慮し、計画的かつ適正な配置に努めます。

2. 消防施設の充実

(1) 消防車両および消防資機材の整備

- 複雑多様化する災害などに対応できる体制を確保し、効率的かつ的確な消防活動を行うため、車両の整備や資機材の整備を計画的に推進します。

(2) 消防水利施設の充実

- 老朽化した既存防火水槽の更新を計画的に実施するなど、消防水利施設の充実に図ります。

(3) 消防庁舎の整備

- 火災消火、救急・救助活動など、さまざまな災害に対応できる拠点施設として消防庁舎の整備を図ります。

3. 予防体制の充実

(1) 住宅用火災警報器の普及

- 火災による逃げ遅れを防ぐため、住宅用火災警報器設置の普及啓発を図ります。

Ⅲ 基本計画

第6章 みんなの「安全・安心」を支えるまちづくり

(2) 火災原因調査体制の充実強化

○火災原因調査体制の充実強化および専門的知識・調査技術の習得に努めます。

(3) 防火対象物・危険物施設の指導強化

○防火対象物における利用者の安全確保や危険物施設での事故防止のため、立入検査などによる違反是正を含めた安全対策のための指導を強化します。

(4) 自主防火管理体制の強化

○消防・行政機関と事業所が一体となり、自主防火管理体制の確立・拡大と連携強化を図るとともに、住民の自主防火意識の醸成を図ります。

4. 救急体制の充実

(1) 救急需要への対応

○高齢化の進展などを要因とした救急需要の増大や救急業務の高度化に対応できるよう、救急救命士の養成を図るなど、体制の充実を図ります。また、救急業務の高度化に対応するため、「救急ワークステーション」を活用した研修などを実施し、質の高い救急サービスの提供に努めます。

(2) 応急手当の普及促進

○救命率のさらなる向上を目指し、応急手当の普及啓発を推進し、講習会の実施などにより地域住民の救護能力の向上を図ります。また、A E D*の消防車両への積載や各事業所への設置を促進します。

※救急ワークステーション～医療機関と消防機関が連携し、病院内などでの救急隊員の知識・技術の向上を目的とした「教育」の拠点。

※A E D～自動体外式除細動器。

第3節 交通安全

現状と課題

- ☆交通安全の教育や啓発については、年代や個人・企業など主体別の活動を進める必要があります。
- ☆交通安全対策の推進にあたっては、住民に一番身近な町や警察の役割が極めて重要です。その上で、行政、学校、家庭、地域、企業などがそれぞれの役割を担い、相互に連携を強めるとともに、住民が交通安全に関する各種活動にさまざまな形で積極的に参加し、協働していくことが有効です。
- ☆本町では交通安全対策として、市街地の歩道の確保や危険箇所の警戒標識設置などを行っていますが、安全・安心な交通環境の整備を実現するためには、道路状況や交通量に応じた交通安全施設の整備を継続して実施することが求められます。

施策の展開

1. 交通安全意識の高揚

(1) 交通安全教育・啓発の推進

- 交通事故を抑制するため、警察や関係機関と連携して、対象に応じた交通安全教育や啓発活動を推進します。
- 学校、家庭、地域、企業などと連携し、交通安全運動など交通安全意識高揚の啓発活動を推進します。
- 関係団体の活動を支援し、交通安全に関する取り組みなどを促進します。

(2) 交通安全指導員の育成

- 交通安全指導員の育成に努め、街頭監視活動などを中心に交通安全活動を推進します。

(3) 情報提供の推進

- 交通事故や道路災害時の危険箇所情報を収集し、その改善と住民への情報提供を推進します。

2. 交通安全環境の充実

- 安全・安心な交通環境の実現を図るため、交通量、道路幅員などの道路状況に応じた適切な交通安全施設の整備を推進するほか、必要に応じて関係機関に対し、交通規制や信号機などの設置を要請します。

第4節 防犯

現状と課題

- ☆全国的に詐欺や悪質商法（振り込め詐欺、融資や金融商品を口実とした詐欺など）は、件数・被害額共に増加傾向が続いており、詐欺などに狙われやすい高齢者層をはじめとした住民一人一人の防犯意識の高揚や主体的な取り組みにより未然・拡大防止を図っていく必要があります。
- ☆町内でも空き巣や車上荒らしなどの犯罪が発生しており、住民の安全な生活を確保するために、関係機関や団体と連携し、防犯活動を推進していくことが必要です。

施策の展開

1. 防犯意識の高揚

- 関係機関や団体と連携し、犯罪発生状況などの防犯情報を定期的に提供することで防犯知識の習得や意識の高揚を促進します。

2. 関係機関・団体との連携強化

- 関係機関や団体と連携し、犯罪の未然防止や暴力追放に取り組み、犯罪のない明るいまちづくりを目指します。
- 関係団体の活動を支援し、地域における防犯・暴力追放運動を促進します。

3. 防犯設備などの整備

- 犯罪の発生を抑止して住民を犯罪から守るため、関係機関や地域住民の意見や協力を得て、街灯などの防犯設備の整備に努めます。

第5節 消費生活

現状と課題

- ☆消費者を取り巻く環境は、インターネットを使った商取引の普及や消費生活のグローバル化など急速に変化し、複雑化しています。それに伴い消費者トラブルや消費者被害も多様化しています。
- ☆近年、振り込め詐欺に代表される詐欺などは、巧妙化、高度化され、近年ではスマートフォン利用時の高額請求などが問題となっています。また、高齢者を対象とした詐欺についても後を絶たない現状にあります。
- ☆消費者である住民が、安全で安心な生活を送るためには、近隣消費者センターと連携・協力しながら、正しい情報を積極的に提供するとともに、幅広い年代を対象とした消費者教育が求められます。
- ☆消費者トラブルに対して迅速かつ適切な対応が必要となるため、関係機関や関係部署との連携を図り、消費生活相談や消費者被害の支援体制を充実していく必要があります。

施策の展開

1. 消費者活動への支援

(1) 消費者教育の推進

- 主体的な消費者活動を促進するため、広報紙などでの啓発のほか、学校教育や社会教育部門などと連携し、各年代に応じた消費者教育を推進します。

(2) 情報の収集・提供の充実

- 消費者トラブルを未然に防止できるよう、地域や民生委員などと連携し、複雑多様化する商品・サービスの取引形態や犯罪の手口など、消費生活において必要な情報を迅速かつ的確に収集し、広報紙などを通じて住民に提供を図ります。

2. 消費生活相談体制の充実

- 北見消費者センター・置戸町と連携し、消費生活相談・苦情処理体制の充実を図ります。